

県Pつながるキャラバン実施要項

1. 目 的

P T A活動における諸課題等について、市町P T A・単位P T Aと県P T Aが情報共有及び解決に向けての研修・協議を行う。

2. 構成員

(1)「県Pつながるキャラバン隊」は、理事と県Pアドバイザーで構成する。

※県Pアドバイザーは、理事経験者等の中から本人の承諾のもと、会長が推薦する。

※任期は特に定めない。

※県Pアドバイザーの旅費は、県P会計から拠出する。

3. 要請方法

(1) 事前に県P事務局と協議し、県P会長・役員の内諾を得るものとする。

(2) 県P T Aホームページから淡海ボウズ（サイボウズ office）にログインして報告・申請アプリから要請する。（ログイン ID, パスワードは市町P T A事務局が管理）

または、県P T Aホームページから書類をダウンロードして提出する。

県Pつながるキャラバン申込書（様式 18 号）

※依頼者は、市町P T A会長名とする。（中学校区や単Pの要請であっても）

※提出先は、滋賀県P T A連絡協議会事務局とする。

※開催場所は、要請者が準備する。

※開催場所が分かりにくい時は、地図（Google Map URL 等）を添付する。

4. 具体的な内容等

(1) 県Pから数人が要請のあった市町連P（中学校区）を訪問する。

※原則として、市町連Pまたは中学校区P T Aで行う。

※司会は依頼者が選定する。

※協議内容については原則として守秘義務とするが、参加者の合意で広報してもよい。

5. 提出先

〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目1-1 滋賀県教育委員会生涯学習課内

滋賀県P T A連絡協議会

県P ホームページ →

TEL/FAX 077-522-3795

E-mail omi-biwako@shiga-pta.jp



令和3年7月17日第1回理事会にて承認